

## 第408回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和3年7月21日(水)午後1時30分～同4時23分  
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

### 2 報告事項

- (1) まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議開催結果について
- (2) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- (3) クロマグロの資源管理等について
- (4) その他

### 3 議事

#### 第1号議案

山形・新潟両海区入会協定について

#### 第2号議案

手繰第一種漁業(機船手繰網漁業)の公示について(諮問)

#### 第3号議案

めばる刺し網漁業の公示について(諮問)

#### 第4号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

#### 第5号議案

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

### 4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委 員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、  
佐藤 栄一、矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課 課 長 佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課 技 師 太田 稔章

山形県水産研究所 所 長 阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課 課 長 加賀山 祐  
課長補佐 高橋 伸明  
機関長 齋藤 勝三

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第408回山形海区漁業調整委員会を開催します。初めに、会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、お暑いところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。連日暑い日が続いていますけれども、山形市あたりは酒田市よりまた数度高いというので、内陸の人というのは忍耐強いのだなあというふうに感心しております。私だったらとても山形にこの暑いのに住む自信はないですね。本日はくろまぐろの問題等でまた報告事項等ありますけれども、暑い中、あまり熱くならずクールに議論し、速やかに終了したいと思いますので、皆さん御協力をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。続きまして海区漁業調整委員会70周年記念大会における水産庁長官表彰、表彰状授与式ということで、令和2年度で海区漁業調整委員会制度の70周年の節目の年になりまして、全国漁業調整委員会連合会で記念大会における表彰が決まり、当委員会からは水産庁長官表彰で4人の方、加藤会長、池田会長代理、そして第21期の委員でした呉委員と本間直光委員が表彰されました。当初の計画ですと、令和2年度の全国漁業調整委員会連合会の通常総会で表彰式が行われる予定だったのですが、新型コロナウイルスの影響で延期となりまして、令和3年度の通常総会も書面開催となったために、各委員会で賞状を授与することとなりました。ですので、本日は表彰された委員の方のうち、現委員のお二人につきまして、表彰状授与式を行いますので、よろしくお願いいたします。

(加藤会長から池田会長代理に、池田会長代理から加藤会長に、それぞれ水産庁長官表彰の表彰状が授与された。)

事務局 ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では会長、指名をお願いします。

議長 はい、では、池田委員と矢口委員、このお二人にお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二人、よろしくお願いします。

議長 では、このお二方にお願いしたいと思います。

事務局 それでは、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認を行った)

それでは、会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従って進行していきます。まず、報告事項であります。報告事項の1番目、まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議開催結果について、これにつきまして、事務局の方より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告の1を御覧ください。山形県大瀬沖に関する沿岸漁業者と大臣許可漁業であります大中型まき網漁業の船主さんやまき網団体の事務局との操業に関して、話し合いや情報交換を行う場として毎年水産庁が主催して協議会を開いております。今年は6月4日の14時からWEB形式での会議となりました。議事としましては、大瀬沖での相互の安全操業のための連絡体制について、①昨年までの申し合わせ内容について②今年の新たな操業状況について、その他として、クロマグロの遊漁にかかる施策についての水産庁からの情報提供や県水産研究所からのズワイガニ調査にかかる情報提供などがありました。(資料を用いて概要を説明) 御報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの報告につきまして、皆さんから何か質問、意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

一同 はい。

議長 では皆さまから了解いただいたということで、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。令和3年度全国漁業調整委員会連合会通常総会の結果について、これにつきまして、事務局の方より御説明をお願いいたします。

事務局 報告2の資料を御覧ください。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。御報告といたしまして、要望事項について、本当は直前の委員会でも議論したのですが、新しい要望事項として、スピアフィッシングについて、魚を突くというそういったスポーツについて、要望事項に加えたのですが、この議論になるのかと思ったのですが、残念ながら通常の総会のような形はとらなかったことから、議論のないまま要望書になっているというような状態があります。その他の要望事項についてはだいたい例年の要望事項と大きく変わらないような内容になります。皆さんの方から質問等ありましたらお願いします。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか。では内容については皆さんから了解いただいたということで、次に報告事項の3、くろまぐろの資源管理等についてということで、県の方から報告をお願いいたします。

事務局 報告事項の3でございます。資料3-1-2の方くろまぐろの広域漁業調整員会指

示関係についてということで、1としまして、遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の採捕に関する協力要請について、記載しております。遊漁によるくろまぐろ採捕につきましては、広域漁業調整委員会指示に基づきまして令和3年の6月1日より新たな規制がかかっているところがございます。報告3の後ろの方にもございますように6月16日現在までのくろまぐろ（大型魚）が載っておりますが、6月16日現在で10トンを超えて水産庁が当初予想していた数量を大幅に上回ってきたことから、資料の1枚目の通知のとおり、6月17日付で水産庁資源管理部長から都道府県水産主務部長、全漁連、また全国釣り関係の団体に向けまして本年の12月末までの日本海・九州西海域においてくろまぐろを目的とした遊漁を控えるようにということで協力要請が出されました。この内容につきましては、県からも県内の関係団体あてに通知しておりますし、ホームページの方でも周知しております。指示が有効になってからあまり経たないうちに10トン以上になったということで、急遽こういった対応となっております。これを受けまして、水産庁の新潟漁業調整事務所の方が7月1日に県内のマリーナなどを回って、管理者の方などにくろまぐろ遊漁の広域委員会指示の内容ですとか、その後このように出された大型魚の採捕自粛要請につきまして協力の依頼を行いました。水産振興課にも立ち寄っていただきまして、周知の状況等を報告くださいました。その際に、県で受けた通報等は新潟漁業調整事務所できき継いで対応するという申し出がありましたので、海区漁業調整委員会での議論ですとか、関係者からの要望などをお伝えして、広域漁業調整委員会の指示をただ出すだけでなく、現場での指導等が求められている旨をお伝えしましたところ、新潟漁業調整事務所でも県内のプレジャーボートスポットに来ていただきまして、遊漁船やプレジャーボートに対して協力要請を行うことになりました、それに水産振興課の職員も同行しております。7月9日に酒田の第2プレジャーボートスポットで4隻に、7月18日に酒田の第1プレジャーボートスポットで10隻に対しくろまぐろ遊漁の広域委員会指示やその後の大型魚採捕自粛要請について協力依頼や、状況のお話や御意見等をいただいたところがございます。9日の第2プレジャーボートスポットの方からお話しますと、指示内容、自粛要請は知っている、クロマグロも30キロ未満は放流している、商売でやっているのだからルールは守るといった御意見や、今後どのような規制になるのか気になる、マグロの釣りを禁止することはやめてほしい、ということでした。また、自分はマグロを釣りに行く、あくまで自粛要請なのでしょう。小さいのは放流していますよ。我々第二プレジャーボートスポットよりも第一プレジャーボートスポットを調べてこい、あいつらは大きいのも小さいのも釣っているからそっちを調べろ、といったようなお話がありました。また、釣りから帰ってきた遊漁船があったのですが、いつまでも降りてこなくて、水産庁の方も待っていたのですが、にらみ合いのような感じになってしまった事案もありました。それを見かねた方からは、遊漁船については補償をしないとダメなのではないかというようなお話もありました。18日は第一プレジャーボートスポットの方に言ったのですが、第一の方では、当日回ってお願いした限りでは当日はマグロ釣りらしい船というのは確認されなかったのですが、指示の内容や自粛要請は知っています、くろまぐろは釣っていないというお話がありました。これが現場での対応になります。

続きまして、裏を見ていただきますと、2としまして、庄内地区の地方卸売市場関係者への周知確認ということで、報告1の方でも少しお話ししましたが、遊漁者が採捕したくろまぐろの取り扱いについては、市場に流通するというのは法令違反になるので流通させないで下さいといった内容の通知が出ていますけれども、この事務連絡につきましては、県からですと、市場業務担当課が本庁の方にございまして、そちらの方から山形県水産物卸売協会の方へ通知しております。それについて、庄内総合支庁水産振興課の

職員が庄内地区の水産物を扱う地方卸売市場、こちらは漁協さんの産地市場ではないところですが、そちらの開設者及び卸売業者を訪問しまして、以下の内容を聞き取り確認したところでございます。山形県水産物卸売協会を通じて6月の月上旬に同事務連絡の通知を受けていること、通知内容については理解しており、通知以降の遊漁者が採捕したくろまぐろについては扱っていない状況だということは確認しております。他、関係者の中でもこういった内容は話題になっていて、気を付けようと言っているといったお話もお聞きしたところででした。

3としまして、今後の日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催予定でございますが、来週7月30日に開催が予定されております。WEBでの開催となります、議題としましては、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてということで、今回の大型魚の大量採捕を受けて対応をどうするかということが議論されるものと思います。傍聴については受け付けておりまして、インターネットやFAXで申し込みは可能で、WEB配信については100回線程度可能とのことです。報告3-1の広域委員会指示関係は以上でございます。

参考としまして、山形県における第7管理期間のくろまぐろ採捕状況ということで、最近の状況を知事管理区分ごとにまとめております。小型も大型も定置の方はまだ枠があるのですが、漁船漁業の方は消化率が9割以上進んでおりまして、特に大型魚では99.9%となっておりますので、採捕停止命令が今出ている状況となっております。この採捕停止命令に関する告示については、農林水産部水産振興課の方から出しているものでございまして、詳しくは農林水産部水産振興課の太田の方から御説明させていただきます。

太田技師 ただいま御紹介に預かりました農林水産部水産振興課の太田と申します。告示に至った経緯と状況について説明させていただきます。まずは、7月6日付の山形県公報においてくろまぐろの採捕停止に関する告示をさせていただきました。報告3-2の資料を説明したいと思っております。こちら裏面の山形県告示第589号ということで、告示をさせていただきますいております。(告示文を読み上げる)というような告示を出させていただいております。こちらについてなのですが、まず経緯について簡単に説明させていただきます。先ほど、御紹介いただきました資料の通り、本県の令和3管理年度に定められたくろまぐろ大型魚の総採捕数量については14,400キログラムのうち、山形県くろまぐろ漁船漁業に配分された数量は14,300キログラムというふうになっております。こちらにつきましては、令和3年6月29日の時点で漁船漁業の漁獲量の総量が合計14,282.7キログラム、消化率99.9%に達したところでした、このことについて、漁船漁業における漁獲量の総量が山形県くろまぐろ漁船漁業の漁獲可能量を超える恐れが著しく高いと認められることから、漁業法の第33条第2項第1号に該当する旨の告示を行ったという経緯となっております。

詳しくは、参考といたしまして、右上の方に令和3年7月21日山形県農林水産部水産振興課と記載されております表の方を御覧ください。こちらは告示を行うことによって、山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則、こちらは表の下段の方に記載がございまして、こちらの規則の第4条第1項に従いまして、漁船漁業によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止されることになりました。具体的に説明をさせていただきますと、第4条の方には、知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたとき、今回出させていただいた告示をさせていただいたときに当たります、このときはそれぞれ当該各号に定めるもの、この場合ですと、当該知事区分において当該特定水産資源の採捕をする者ということなので、山形県くろまぐろ漁船

漁業によってくろまぐろの大型魚を採捕するものに対して、特定水産資源の採捕をしてはならないというふうなことになります。今後なのですが、現在の知事管理区分の配分量が山形県に対する漁獲の量配分量が変化した場合、またさらに今度は知事管理漁獲可能量を超える恐れがあるという場合に該当しないというような旨の告示をさせていただきまして、特定水産資源の採捕することができるようになるというような流れになります。簡単ですが、私の方からは以上です。

議長 はい、ただいまの御報告について、御質問。御意見ということになるのですけれども。

加賀山課長 ただ今の報告について補足させてください。

議長 どうぞ。

加賀山課長 ただいまの報告の3-1の広域漁業調整委員会指示案件でございますが、前回の委員会で厳しい御意見を皆さんからいただきまして、何ができるかということをお県の方でも相談しまして、このような動きをさせていただいたものでございます。まず1番の協力要請に関しましては、訪船調査というものをしてはどうかという御意見がございました。ただ、今現在改正漁業法の下、遊漁は国の管理という考え方で、やはり県単独ではなかなか難しいかという結論になりまして、そこで新潟漁業調整事務所の方に協力依頼をしてこういう形で実現することができました。ただ、結果として違反の事実を見つけることは、怪しい事案はありましたが、そこまではいきませんでした。2回にわたって水産庁の職員なり、県の職員が現場に来るということで、一応ある程度の抑止力になっていたのかなと思いますし、今後もし状況が変わらなければ、こういったことを漁期が続く限りはしなければいけないのかなということを考えているところでございます。さらに、2番目の卸売市場関係者への周知確認、これは前回の委員会でアイデアとして出させていただいたものでございまして、これについては速やかにできるだろうということで、4つの卸売市場に対して直接赴き改めて御説明・周知し、現状として扱っていない事実を確認することができたというものでございました。ただ、今後、広域漁業調整委員会が来週開催されるということも説明させていただきましたが、さらに強い規制ですとか、そういった可能性もあります。状況が変わってくると思いますので、それに合わせて今後も遊漁に対する広域漁業調整委員会指示の対応について引き続きやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

議長 私から1つ、今の県公報の説明なのですが、この山形県告示第589号、四角い枠の中で具体的に説明がありましたけれども、要するにこの告示は、当該知事管理区分において当該特定水産資源を採捕するものとなっているので、当該知事管理区分においてという前提がありますが、これはあくまでも、要するにまぐろの許可を得た漁業者限定ということになるのですよね、そういう解釈でよろしいですかね。

太田技師 はい、そのとおりです。

議長 つまり、遊漁船、レジャー船は入っていないということですかね。

太田技師 そうです。

議長 ですね、わかりました。皆さん何かありますか。ちなみにこの7月9日と7月18日の第一プレジャーボートスポットと第二プレジャーボートスポットでの話ですが、この7月18日というのは、私のことじゃないの、違うの。

事務局 あの、会長のことも含まれております。

議長 なるほどね、はい。皆さんいかがですか。

議長 皆さんも結構遊漁船とかレジャー船の情報なんかもお持ちだと思いますので、そういったことも踏まえて何か御意見、飯塚さん何か。

飯塚委員 ちょっとわかりやすく、今のところはプレジャーボートや遊漁船の方をお願いしてる段階ですけども、将来的に罰則を規定することは考えてないというか難しいのしょうけれども、そういったことをやらないと要は抑止力にならないのではないかと思うのですが、そういったところはどういうふうにケアすればいいのですか。

加賀山課長 先ほど少し触れましたが、そういううわさがあるという程度で、今、それ以上情報は持ち合わせてはおりません。ただ、この現状で、今回、広域委員会指示を出して遊漁でこれだけのものがあがっている、これは報告がきたものでしょうから、それ以上に実際はあがっていると考えるべきでしょうし、この現状を水産庁の方で認識したということですから、それについては何かしらの動きがあるものと期待しているところで、それに合わせて県の方も歩調を合わせていくことになるかなと。以上です。

議長 飯塚委員の疑問に対する回答になるかどうかわからないのですが、6月以降の規制を決めた広域漁業調整委員会の会議の内容の水産庁の質疑応答の内容を見ると、どうも水産庁としては最終的には漁業者と遊漁船やレジャー船と合体して管理していこうとしているような気配が感じられます。ということは、今割り当てている量を漁業者とレジャー船とで分ける、つまり、今よりは遊漁者の採捕が減ると、そんなことが前提のような話に聞こえました。だからこそ、それに関してはいっそのこと、遊漁船やレジャー船のまぐろを大型魚も小型魚も一律に禁止したらいいのじゃないかというふうな話が出たのも事実です。ただ、方向性としては漁業者と遊漁・レジャーの合計の管理、若しくは遊漁・レジャーの全面的禁止。結局進む道は最終的にはその2つのうちのどっちかしかないのではないかなというふうにこの広域漁業調整委員会の話の流れから行くとそういうふうなものを感じています。まあ、必ずそこに行くかどうかわかりませんが、何となく会議の雰囲気ではそんな感じでした。まだ方向性が決まってはいませんが、参考まで。何かありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 課長さんからいろいろ努力してもらって知恵を絞ってもらったのはありがとうございます。まあ、強制捜査の難しさ等々はあるということで、そこは理解しました。それで、新潟から来てもらって。ただ、一つ今後のお願いですが、7月9日でいろいろ現場の声も聞けました。捜査とか調べることの難しさはわかりましたが、これを受けて国

の動きではなく山形県としてはどうするのか、同時進行で進めていった方がいいと思う。要は、絶対後から国は規制を各地方に要請してくると思う。だから、そのときに、指示を受けてから、各地方がバタバタ動くのではなくて、今から議論し、新潟と秋田と山形県は当然状況が違う。山形県独自の規制ルールを作る作業をもっとスピーディにやってもいいと思う。そのために何をするか、そこは議論しかないから、前回も言ったけど、そこは海面利用協議会でもいいし、そこでまぐろの集中審議でもいいし、だから要は自分たちの前浜にあったシステムをどう作るか、それをどう守らせるかという、これは国が山形県の現状をどれだけわかっているかわからないが、山形県が国を動かすくらいの勢いで議論をどうかなと思います。

議長 そのへん、ちょっと県の方は何かお考えありますか。

鈴木委員 いや、県で動かなければ海区で動いてもいいのだ。

議長 はい、今の鈴木委員の意見というのは、今、広域漁業調整委員会で委員会指示を作ったわけですね。その実効性を高める方策を各地域ごとにやるべきじゃないかという意見なのか、それとも、広域委員会指示とは別の山形県の漁業調整委員会での独自の指示を作るという意味なのか、どちらの意味を言っているのですか。

鈴木委員 いやいや、実効性のある指示。

議長 実効性ね。ルールじゃなくて、実効性高くあらしめるための方法ということですね。

鈴木委員 はい。

議長 なんだかきまりを作るみたいに聞こえたから。

鈴木委員 違います。

議長 違うのね、はい。今の鈴木委員の意見について、皆さんから提案等ありますか。樋口委員は何かお考えありますか。

樋口委員 そうですね。まあ、規範だけ作っても実施できないと結構難しいところがありますので、今どのへんまでできているのかとかいうか、もし作るようになるとしても、最初にちょっと出しておく必要はあるかなと思います。どうですかね。

議長 まずは実態調査そのものが強制権限がないので、なかなか難しいという現状があるわけですね。ここにきてわかるように、どうもたくさん釣ってきたような船が、人が船から降りてこない。にらめっこ状態が続いていると。この人ももしかすると日没を待っていたのかもしれないけれども、時間がありませんけどもね。そんな状況の下で、どんなふうにして現認するかという方法と、現認した上でどうするかということ、現認できなかった場合どうするか、というふうにいるあると思うのですね。現認できなかった場合の方法というよりはやはり広報活動とかね、まあそういったものになるのでしょうけども、まあ、結局現認ができないとすると、広報活動としても結局お願いになっちゃうのですよね。なかなか強力なものにはならないですよ。で、どうも、今のルールで



は強制的に現認する方法がないのですよね。それをどうするかというような問題、まあ、例えば、それこそ、アンケート調査のような格好で山形県の水産振興課でも、海区の委員会でも、アンケート調査みたいな恰好でもっと実態を知るということは可能かもしれないけれども、なかなかどの程度の対応が可能かという問題がありますから難しいと思うのですが、まあ、そういったいくつかのことは考えられますよね。

樋口委員 それは現認のところに例えば警察などを連れていくことなどはできないのですか。

議長 警察がいるのだったら、何らかの刑法違反じゃないと警察は手出しできないわけです。

樋口委員 まあ、見回りというところで。

議長 海上保安部もなかなかそこまではしないと思います。

樋口委員 司法権がある人たちに一緒にいてもらうだけで結構抑止力があるので。

議長 警察はたぶん、そういうのには協力しないと思いますけれども、やるとすれば県の水産振興課の方でやるとか、あるいはわれわれ海区委員が同行するとか、そういったことがあるかもしれませんけどね。

樋口委員 まあ、思っているよりも遊漁は資源を圧迫しているのかというのがわからないがどれだけくろまぐろをとっているのかというデータは、今年から始まったのですか。

議長 実はそれだって、今回の大型魚の報告なんていうのはほんの氷山の一角だと思います。

樋口委員 もちろんだと思います。

議長 まあ、あんまり言わないですけど、私の知っている船でも、今年はものすごく釣っています。

樋口委員 これ、例えば何年か分のデータが出たということで、やはりそれで遊漁が圧迫しているとわかって初めて確認できるということですかね。

議長 遊漁がたくさんとっているということと、遊漁が圧迫しているということはたぶん違うと思うのですよ。実際このくらいマグロが増えていると、圧迫なんてものは大したことないと思うのです。ただ、国際条約がありますから、それに違反という問題があるわけです。だから問題になっている。圧迫にはならないと思います、正直。まぐろはものすごく増えていますから。我々は船を出して、まぐろが増えていることを実感していますから。資源保護の効果は上がっていると思っていますから。だから、レジャー船がとっているところを・・・。

樋口委員 じゃあ、資源を圧迫という意味ではなくて、国際条約で割り当てられて県まで降

りてきている割り当てと比較して・・・。

議長 それに占める遊漁船・レジャー船の漁獲量というのはたぶん山形は比率の高さでは全国一だと思います。

樋口委員 そういうことを、例えばデータとして出していけば、もしかしたら遊漁に対してもう少し強い規制を求めていけるかもしれないのですけれども、どうですかね、それって県の条例レベルでできる話なのですかね。

議長 じゃないですよ。

樋口委員 ええ、国の法律でやっていかないと、いけないもの・・・。

議長 だから、理想は広域の委員会指示でレジャー船・遊漁船、要するに漁業者以外はまぐろをとっちゃいけないというルールを作るのが一番簡単だと思います。

樋口委員 それも一つの案だと思いますが。

議長 大型魚をとりに行くんだと、小型魚はちゃんと放流していますと言われてしまうと今は何も言い出せないわけです。

樋口委員 はい、なので現行の枠組みだと難しいのですよね。だからこそ、鈴木委員がおっしゃったように、できることとしてとりあえず方針を作るというのは確かにあるお話ですけれども、じゃあどういう方針を作ると考えた時に、どの程度今遊漁が、漁業者の皆さんと比べてとっているのかという話がないとちょっと・・・。

議長 そこでですね、実は私、報告事項の1、まき網との関係の協議会がありましたね。ここに非常に重要なことが書いてあるのです。報告事項の1、これはズームの会議がありますよね。2ページ、真ん中より下の方に、参考、事務連絡抜粋とありますよね。これは誰の発言なのですか。つまりね、遊漁者が捕獲したくろまぐろを市場を通じて営利を目的に販売し利益を得ることは、沿岸くろまぐろ漁業を営むことになるので、これは指示違反になりますよと、承認をとらないとね。これは誰の発言ですか。

事務局 資料がございまして、報告2の資料からさかのぼってもらうと、報告2の前にA4版の沖合漁場概略図がございまして、その前に、4枚で1セットの事務連絡として農林水産省と水産庁の連名で出されているものがありまして、遊漁者が採捕したくろまぐろの扱いについて、こちらの内容を抜粋したものが、2ページ目の参考のところになっています。

議長 何か規制する方法はないのかという話があって、違反の場合には規制できるわけですよ、ただ今のところ、大型魚を釣りに行ったら小型魚がかかっちゃう、ちゃんと放流してと言われると何ともいいようがない。ただ、思ったのですが、レジャー船だろうが、遊漁者だろうが、くろまぐろを売却目的で釣るということになると、それは営利行為だと。営利行為だと、事業としてまぐろの捕獲を行うことに他ならない。これは無許可であり、違反なのですよね。これを使えないかなと私は思ったのです。レジャー船は

規制できないけど、遊漁船は規制できるのかなということを考えた。なぜかという、営利目的でまぐろをとることが違反行為なら、営利目的でお客さんにまぐろを釣らせることはどうなのだという事です。ちょっと難しい問題なのですけどね。でも、営利目的で、一人で釣るまぐろの量と、営利目的で乗客を何人も乗せてまぐろをとる量とどっちが多いかといったら、そんなものは誰でもわかるじゃないですか。お客さんをいっぱい乗せてまぐろの群れを遊漁船で追っかけて、たくさんのお客さんからルアーを投げさせる方がたくさん釣れるに決まっているわけですよ。実際、一匹オオカミで向かうレジャー船よりも、何人も乗っている遊漁船の方が量はとっています。だから、くろまぐろを釣りにいくような遊漁船行為というのはこの営業としてくろまぐろをとるということに該当しないのか。もしその解釈が水産庁の方でその解釈でOKですよというエビデンスをもらえれば、現場の港での指導として、レジャー船は行く分にはお願いにはなりますけれども、遊漁船はまぐろを釣りに行く場合には我々お願いじゃなくて禁止をしますよということと言えるかなとは思っています。この辺はちょっと検討の余地があるのではないかなというふうに思います。

樋口委員 卸売市場での受託拒否というのは今実際行われているのでしょうか、それとも可能性があるからこれから使えるといいねという話なのか、もうやっている話なのか。

議長 まあ、今の私の話と樋口委員の話をもとに、県の方で何かお考え等あればちょっと教えていただければと思います。

加賀山課長 卸売市場に関しては、この事務連絡等が現場に届いておりまして、今回実際うちの職員がそれぞれ訪問をして、改めてお願いしたところ、その担当の話によれば、今は引き受けておりませんということは通っております。ただ、本当に入っていないか調べたのかと言えば、そこまではしておりません。あと、広域漁業調整委員会指示の件は、頭に市場等を通じて営利ということが入っているものですから、今のような解釈ができるのかというのは水産庁の方に聞いてみないと、そういった点は確認できないと考えております。

議長 これ、ぜひとも水産庁に見解を確認してほしいのですよね、そうであればこの7月9日の調査のときの話、遊漁船から我々ルールを守っているという話がありますけれども、逆にいやそもそも遊漁でお客さんを乗せてまぐろを釣りにいくこと自体が指示違反ですよという指導ができるわけですから、まるっきり取り組みが変わってくると思うのですね。この辺は水産庁がどういう見解かわかりませんが、一度それについては水産庁の意見を伺いたいなというふうに思います。私の個人的な意見ですけども。

樋口委員 じゃあ、もし続けて前の報告に戻ってよろしければ、報告2でいただいた全国漁業調整委員会連合会通常総会で要望書が採択されたという話でしたけれども、こちらは例えば、水産庁からの回答があったりするものなののでしょうか。

議長 要望して、それに対してすぐではないですが、事後に水産庁の方から回答します。その回答結果についても紹介をしたいと思います。

樋口委員 回答はもう来たということですか。

事務局 通常総会で、これで要望するという決議がされたので、それをもって要望に行っ

て、その返しがあるということで、もうちょっと先かなと思います。

樋口委員 ありがとうございます。この要望のあたりもですね、例えば報告2の19ページあたりのところで、密漁ものの流通防止のような感じで同じように市場で流通を防止するというような要望があっても・・・。

議長 はい、あまりまぐろは想定していないのですけど。

樋口委員 ええ、なまことかを想定して・・・。

議長 はい。

樋口委員 それでは回答をお待ちして、それを見てから考えたいですね。

議長 はい。ではその点、県の方から水産庁の方に照会していただいて、その結果を次回以降ご紹介いただければありがたいと思うのですけれども、それ以外で皆さんの方から何かありますでしょうか。先ほどの鈴木委員の提案に対する提案でもいいです。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 はい、今の水産庁の事務連絡をどのくらい遊漁者がどのくらい知っているのかというところが疑問でして、またその周知を行っているのか、行っていなかったらそういうこともどんどん周知して行ってこのまぐろの漁獲に対しての深刻さというのをもっともって伝えられるようにしてはいかかなと思います。また、樋口委員のおっしゃっておられた漁獲量と遊漁の釣獲なのですけれども、山形県での小型と大型の漁獲規制というか漁獲枠があるのに対して、今国での調査ではこういう実態があると、で、山形県に置き換えて言えば相当な量で、本県で自分たちの遊漁での釣獲がどのくらい圧迫しているのかというような、本県の漁獲枠に対してという意識付けにはなるのかなと思います。これをどの程度公表するかという取り扱い方は注意が必要なのだと思いますけれども、率直に思ったところを述べさせていただきました。

議長 はい、ありがとうございます。ちなみに参考まで今回のくろまぐろの採捕規制について、酒田安協では毎年春に定時総会をやっていますので、定時総会の招集通知を発送していますけれども、それには間に合ったので、全会員、460名いるのですが、その中に相当まぐろの釣りに向かっている会員がいるのですけれども、その全会員に春の総会資料に入れて周知はしています。それで、今後のことについては、これは提案なのですが、酒田小型船舶安全協会では秋に年に1回の会報を送るわけです。ですので、もし、県の方でそういったレジャー船の、あるいは遊漁船の船主に対してさらに周知徹底したいことがあるのであれば、再度そうした新しい資料をもし秋の会報の発行までご用意いただければ、会報と一緒に全会員に発送することができますので、だいたい9月中にペーパーいただければ、その会報の郵送する封筒に1枚ずつ入れて送ることが可能なので、そういったことがもしあるのならば、安協としていくらでも御協力しますので、資料さえいただければ郵送は御約束できます。ぜひそういった使えるものはどんどん使っていただきたい。郵送料は安協が持ちますので、460名に発送するというのは結構な金額になるのですよね、できれば同一で送りたいと思いますので、資料をいただければと思います。飯塚委員どうぞ。

飯塚委員 いかにか釣り船、商売をしていない船がたくさんとっているのかというのは、今の安協とかそういうので分かってきたばかりなんですけれども、漁業者、生活のためにマグロを獲っている人には相対的な罰則があるわけだ、基準を超えたら翌年を減らすとかって、そういうふうなものはひとつの罰則として考えていいと思うんだけど、そういったことをレジャー船とか遊漁船、そういうのは当然あって然るべきだと俺は思うのだけれども、感情的になってしまうのかわからないが、そういったことをやっぱり考えてやらないと、もっと強くとってはいけないんだよということを重みがあるようにしてやらないと、今の。話はずれるけど、コロナと同じで、何回もお願いします、またお願いしますと言ったって、何年やったって同じだと思うのです。やっぱり仮にそこまでやらないとダメなんだよっていうような、強い姿勢というかそういうことがないと、生活をしている人達は苦しめておいて、資源が本当に枯渇してどうのこうのと言うのだったらわかるけれども、まあいろんな話を聞いていると、何もマグロは相対的に枯渇していない。それは国が国際的に基準を守らなければならないということでこういうことを出してきているのしょうけれども、そのために守らせる、要は、漁業者は守っているわけだから、これはもう一つのかたまりの遊漁船、プレジャーボートの人たちにも守ってもらうためには、さっきも言ったけれども、やはりそれなりの厳しい罰則をある程度決めておいて、それをすぐ強制的に使うとか使わないとかは別としても、そういったところまで訴えてやらないと、こういった決まりごとを守らせるにはちょっと弱いと思いますので、県の方でも国のいろいろ制度、法律的なことはよくわからないですけども、そういった姿勢で向かわない限りやっぱり難しいと思います。

議長 そうなのですけどもね。全面的に禁止にすればやりやすいのですけれどもね、現状、中途半端な状況なものだから、逃げ口がなんぼでもあるといういやな方向になっているのですけどもね。

飯塚委員 まあ確かに現認しないと懲らしめることができないという部分もあるのかもわからないけれども、それだけ強い姿勢で向かっているということをやっぴり出す必要があると思います。

議長 はい。他にございますか。はい、どうぞ鈴木さん。

鈴木委員 同じ話の繰り返しになり、大変申し訳ないのですが、全部法整備をしてがんじがらめにするということではないのだから、まず基本的に法整備の難しさというのは今話を聞いてほしいわかったし、相当な時間等かかるだろうし、仮にできたとしてもそれを実行するとなるとまた更なる各地方で相当なハードルがあると思う。だからそれを防ぐために、それを実行するために、システムを作るために話し合いというところからいき、そこでいろんな地方、エリアでいろんな事情があるだろうから、それを加味して地方のシステムを作ってもいいし、そこで国で仮に何らかの規制がかかれば、こういう規制があるからこういうふうにしましょうというようなシステムってどうかなと思います。だから一つの例だけれども、今まで山形県で委員会指示とかいろんな規制があっても、それを守らないで、県が黙認をしているのか忙しいのかわからないが、その違反が常態化して、容認しなければならない例が今まで山形県でたくさんあった。マグロを規制する中で、最初が一番肝心だから、ある程度の飴と鞭とそこを上手く使い分けて、山形県バージョンを作ってはどうかという考えです。

議長 山形県は幸いにして海岸線が短いのですからね。やりやすい面もあるのですよね、こういう海岸線短い県ではね。新潟県のように佐渡あり本土ありだったら大変でしょうけどもね、山形県はただか100キロぐらいしかないわけですから、その気になればやりやすい県なのかなという気はしますけれどもね。だいたいレジャー船、遊漁船が出航する場所はほとんど決まっていますからね。大部分が酒田港で、あとは若干鼠ヶ関ということですからね。まあ、分からないけれども、たぶん遊漁船、レジャー船でとってくる量というのは、私は8割方は酒田港からの出航じゃないかと思っています。鼠ヶ関マリナーから出る船とかの量はそんなに多くないのじゃないかなと思いますけどね。18日の日に、私釣りに行ったんですけれども、もう酒田沖辺りの普通に釣っている場所は、釣り船があまりいないのですよ。多分、これみんな飛島方向に向かったのかなというふうに思えるくらい、私の船の周りは船がないんです。それを見ても、実際は相当の船が向かったのかなという気はしています。実際に、酒田港から出て行く船は、6月1日から規制になりましたので、もう5月には皆さん結構行ってるんですよ。もう6月になったら釣っちゃいけないそうだよ、釣るなら5月のうちだね、ということで。実際、今年はまだ5月の中旬から相当船が出ていて、5月中旬から相当漁獲が上がっているのです。去年はレジャー船とかの釣りは6月に入ってから釣れたのですよ。もう今年も5月中旬から釣れてるのですよ、どんどんどんどん。だから、さっきも言いましたように、多分今年のレジャー船による捕獲量は、去年をだいぶ上回っているんじゃないかな。去年は6月で終わっちゃったのです。今年も5月中旬から7月中旬までずっと釣れ続けているのです。まだ釣れているらしいので、実際にはこの7月18日行った船が大爆釣だったそうです、聞いた話によると。どのくらい釣ったかまでは私聞いていませんけれども。だから、この岸壁でヒアリングというか、当然船から降りないとかいったことがあったかもしれないけれども、これ自身も相当の影響にはなっているような気がしますので、まあこういった事も少し地道に続けていくことができたらなという感じがします。持って帰ってきても、岸壁でまた役所の人を待っているみたいだよということになれば、じゃあやめるかという話にもなると思うんですよ。そういったことから結構地道な活動も続けていかなきゃいけないのじゃないかなと。そんな一発で即効性があるものがあるわけがないので、そういったある程度地道な活動も必要かなと思いました。ただ7月11日にすごく船が出たらしいんですよ。7月11日に9日の分をやっていただけでもうちちょっと実態がわかったのかなということで、ちょっと残念だったのですけどね。土日あたりを集中的に、例えばヒアリングなどをしていただければ、もっと効果が上がるのかなという気はします。多分行っている人も多少やましい気持ちをもっている人がいると思うんですよ、実際のところは。やっぱりね、土日当然多いし、土日にそんな岸壁で役所の人を待っているということになれば、相当私はそれだっただいぶ心理的なブレーキになるのじゃないかなと思いますけどね。ちょっとそれもまあ休日出勤になるかもしれませんけれどもご検討いただけたらなというふうに思います。他にどうでしょうか。だいたいよろしいでしょうかね。ちょっと課題もありますけれども、各自次回まで検討ということでよろしいでしょうか。はい、では続きましてその他の報告事項。まず委員の皆さんからありましたらお出しいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 ありませんかね。では、事務局の方から何か報告事項はありますか。

事務局 いえ、ないです。

議長 ないですね、わかりました。報告事項は以上で終了させていただきます。

## 議事

### 第1号議案 山形新潟両海区入会協定について

議長 引き続きまして、議事の方に入ります。1号議案から5号議案までありますが、まず第1号議案、山形新潟両海区入会協定につきまして、これにつきましては事務局より説明を御願いたします。

事務局 資料の1をご覧ください。令和3年度の山形・新潟両海区における小型機船底びき網漁業入会操業協定についての協議事項となっております。新潟県とは小型機船底びき網漁業の入会を行っておりまして、協定内容を2ページ目以降にお示ししておりますが、内容としましては、従来と変わらず、日付のみ変わってまいります。ご参考に資料2の手前に資料1参考としまして、令和2年度の入会許可の状況をお示ししております。新潟から山形への入会許可は全部で10隻、山形から新潟への入会許可は全部で11隻となっております。双方の海区の漁業者が必要としているものですので、今年度も新潟海区との協定締結について了承いただきたく、お願いいたします。ご説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。例年この内容で締結するもの、今年も締結する時期がきましたので、この内容で締結よろしいかという議案です。これにつきまして、皆さんから質問、御意見等ありましたらお願いします。

一同 (特になし)

議長 特にございませんか。

一同 はい。

議長 では、この内容で今年も締結することで皆さん御異議ないでしょうか。

一同 はい。

議長 はい、では全会一致でそのようにさせていただきたいと思います。

### 第2号議案 手繰第一種漁業の公示について (諮問)

議長 では、次が第2号議案、手繰第一種漁業の公示についてということで、これは諮問案件となっておりますので、説明の方は県の水産振興課の方からお願いいたします。

加賀山課長 はい、では最初に山形県知事から本委員会に諮問文が出ておりますので、そちらの方を本文から読み上げさせていただきます(諮問文を読み上げる)。説明は担当の方からさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いたします。

佐藤主査 はい、それでは御説明させていただきます。こちらの諮問は、先ほどの山形・新

潟両海区入会協定に基づき、新潟県の小型底びき網漁業手繰第一種の漁業者に山形県側で許可を行うための許可の内容につき諮問を行うものとなります。

毎年この時期に、山形・新潟両海区において協定を結んだ後に互いの県において許可を出す手続を行っております。昨年度までは、紙ベースのみの許可申請のやりとりで海区に諮問は行っておりませんでした。こちらも漁業法改正により、許可内容を海区に諮問することが必要となりました。表になっている制限措置の内容については、昨年までの取扱いに合わせて定めておりますので、内容としては、これまでどおりということになります。表にあります、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、山形県と新潟県との漁業調整に関する協定、いわゆる知事協定を昭和51年に締結しております。参考資料として後ろに添付しております。その両知事協定に基づく操業区域と、両海区協定に基づく操業区域につき、併せて一つの許可として手続を行うものです。

申請すべき期間は、7/26から8/20までで有効期間は9/1から来年8/31までとしており、新潟県と申請期間はほぼ同じ、有効期間は同じとしております。

条件については諮問外ですが、山形県内においての手繰第一種漁業の許可の条件と同条件を記載しております。

こちらの内容については、事前に新潟県水産課とも調整した内容となっております。諮問の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明につきまして、まずは御質問、御意見等ありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 特にございませぬ。この内容について特に異議ないということで県の方に回答することによってよろしいですね。

一同 はい。

議長 ではそのようにさせていただきたいと思っております。

### 第3号議案 めばる刺し網漁業の公示について (諮問)

議長 続きまして、議案の3番目、めばる刺し網漁業の公示について、これも諮問案件になっておりますので、同様に県の水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料3の方を御覧ください。こちらも諮問となりますので、諮問文の本文から読ませていただきます(諮問文を読み上げる)説明は担当の方からさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

佐藤主査 それでは資料の方を御覧ください。めばる刺し網漁業の新規許可につき、このたび新規許可として一人の方から許可希望があったため1隻の新規公示をするものとなります。ちょうど、現在めばる刺し網漁業の許可を持っている方々の許可が8/31で3年目の期間満了となりますので、今回継続して許可更新する方々と同じ許可内容となっております。なお、今回許可満了に合わせて、許可内容を改正しております。

改正内容を説明します。操業区域として、2枚後ろに添付している図を御覧ください。現在、めばる刺し網漁業の操業区域としては、知事許可漁業区域(水色区域)のほかH24から試験操業等許可区域(朱色区域)として操業を行ってきた区域があります。



それぞれ、操業時期は9月となっております。

すみません、ここで1点修正をお願いします。1枚前に改正内容概要の資料をつけておりますが、改正内容①の中で、2行目にH18から試験操業許可と書いておりますが、H24からと訂正くださるようよろしくお願いします。

これを、今回のR3.9.1からの許可からは、試験操業等として操業していた区域を、知事許可区域に含めることとし、次の添付している図をご覧いただき水色の部分として、知事許可区域を拡大することとします。

試験操業許可について、御説明しますと、知事許可に移行する以前に、一つの方法として、試験的にその漁業での操業を行い資源動向を見ながら知事許可に移行するというも行っておりました。そのため、当操業区域については、知事許可としてまだ移行していませんでしたが、昨年12月に改正漁業法が施行され、試験的に操業を行う場合について改めて国から通知が出され、手続を確認したところ、試験的であっても漁業の実態として営利的に行う場合には、知事許可として行うことが適切であるということで、今回試験操業許可の区域を知事許可の区域として拡大することとしております。

これにより、当該漁業の許可は、知事許可1本になりますので、これまでの試験操業許可の申請については必要ないこととなります。制限措置の表の中で改正があったのは、その部分だけとなっています。

(3)の備考アにあります、許可の有効期間ですが、通常の許可は3年としていますが、今期許可は11か月としています。

これは、漁業者との意見交換をR3.4に行った際に、漁業時期の改正要望があり（現在の9月のみでなく8月も漁業時期としてもらいたい）、次期許可をR3.9.1～R4.7.31の11か月許可とし、R4許可の際に8月～9月の漁業時期として1年間許可し資源動向を注視する予定としております。

備考イは、諮問外事項ですが、条件についても、漁業者の要望に沿い投網開始時刻を午後4時以降から午後1時以降としております。そのほかの条件については、変更はございません。

こちら、公示は7/26からすぐに行うこととなります。諮問内容としては以上となります。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。これについて、何か皆さんの方から、質問、意見、提案等ありましたらお願いいたします。

議長 私の方から一つ、公示内容の操業区域がありますよね、点を順次結んだ線分に最大高潮時海岸線の距岸距離がありますよね。用語の問題で申し訳ないのだけど、最初にア、イ、ウ、エ、オ、及びカと書いてありますよね。次にもう一回及びが出てきますよね。これ、学事文書的に教えてほしいのだけれど、この場合は後の方の及びは通常並びにと書くのではないのでしょうか。要するに及びの点と最高潮位の線とのだから、及びとその別の文章を繋ぐ場合は並びにでもいいのではないですか。及び及びだと順番がわからなくなっちゃうから。内容的にどうこうというわけではありませんので、御検討ください。それから、ちょっと前の打ち合わせで質問したのですが、この使用漁具、16反以内、で、1張8反以内、これって1反って何メートルなのという質問をしたのですが、1反は何メートルという定義がないような気がしたものですから、これは一応1反は何メートルという把握なのか、それとも1反何メートルではなくて1反が何メートルだろうが8反繋いでいいよというようなのか、そのへんはどうなるのですか。

佐藤主査 長さを示す単位としての1反を書いているわけではなくて、漁具に仕立てられた一つの網地のことを指して1反としています。

議長 この場合って、だいたい常識的に一反って何メートルなのですかね。

佐藤主査 仕立てられた長さでいうとだいたい40メートルくらいが1反。それが8反まで。

議長 はい。変なこと聞きますけど、これ、1反50メートルとか60メートルで作ってくれというふうにしてオーダーってできるのですか。網1反が40メートルが標準だとして、1反60メートルで作ってくれとって作ってもらうことって可能なのですか。

池田会長代理 いや、1反といえば、だいたい100目、100間とか。

佐藤主査 長さとしてはそうなのですけども。ここで言っているのが、長さとしての表現ではなくて、1枚の網地としての表現で使っているものです。

池田会長代理 できあがりの1反でしょう。

佐藤主査 そうです。

池田会長代理 結局、俺がたが網を買うときは、だいたい100目100間というのがあって、目合いにもよるけれども、だいたい100間で1反となっている。

佐藤主査 買うときはですね。

池田会長代理 ああ。だけど、この1反というのは、仕立てて出来上がった1反だと思うから、目数は100目100間あるけれども、イセ入れてその分だけ短くなる。100間はないわけ。普通俺がたは、1反は100目100間。だから、仕立てる前は100間あるけれども、仕立てて4割イセ入れる人に、5割入れる人にイセによって長さが若干異なる。

樋口委員 オーダーメイドみたいな漁具の注文ってできるのですか。

議長 してるみたいですよ。

池田会長代理 うん。ただ、漁師というのはある程度自分の気に入った作り方って持っていると思う。だから、網地を買って、自分のオリジナルで作る。

樋口委員 そういう人もいらっしゃる？

池田会長代理 うん、糸の太さから何から若干ずつ変わっていると思うし。

議長 それこそ池田委員のような底びきの方は網を自分たちで編むというか組み立てるとい  
うか、組み合わせるわけだから、その船その船によって形状が違うのではないですか  
ね。

飯塚委員 網ってひし形になっているのだ。四角に。そのひし形の状況を作るの、漁師によっては横長のひし形にするか、真四角にするかとか、それによってこの1反という長さが変わってくるということを言っているの。

樋口委員 ああ。

飯塚委員 ピンと張って目のないような状況のやつを真四角にしようとするすると半分に詰めてやらないと真四角にならない。それを真四角にするか縦長にするかによって長さが違う。これによって、一反というのは人によってというか、魚種によって、いろんな網があるので、それでもって長さが一定しないで、ただ1つの区切りのことを1反と言っていますという説明でしょ。

佐藤主査 そうです。

樋口委員 よくわかりました、ありがとうございます。

議長 これで特に問題がなければよろしいのですよね。ということで、この内容についてみなさん御異議はないですね。

一同 はい。

議長 よろしいですね。ではこの内容でよろしいということでこちらの諮問の回答としたいと思いますので、そのようにさせていただきます。

#### 第4号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

議長 では、続きまして、第4号議案、新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題についてということで、今年もやるかどうかわかりませんが、事務局の方からまず説明をお願いいたします。

事務局 資料の4を御覧ください。資料の4をご覧ください。令和3年度の新潟・山形・秋田3海区連絡協議会については、こちらの資料にありますとおり、例年夏に開催しておりましたところを今年度は秋に変更して、10月12日午後に秋田市において開催する予定ということで当番県である秋田海区からお知らせいただいております。新型コロナウイルス感染症の発生状況等により開催の可否を判断されるということですが、もし中止となった場合でも会議資料についてはとりまとめるということです。本委員会に先立ちまして委員の皆様には事務連絡にてこちらのご案内と秋田、新潟両海区に提案・照会する事柄がございましたら事務局の方にお寄せいただきたいということでお願いしていましたが、今回、鈴木委員の方から照会事項を御提案いただきまして、内容についてお聞きした上で事務局の方でまとめましたのが3ページ目に載せておりますので、そちらを御覧ください。照会事項といたしまして、クロマグロの規制への対応と課題・問題点についてとなっております。

(資料を読み上げる)

以上が照会事項の案でございます。この案について御意見があればそれをいただいて修正等した上で、新潟秋田両海区の方に照会をかけたいと思っております。また、鈴木委員には補足等ございましたらお願いしたいと思います。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

議長 はい。では、提案者の鈴木委員の方から何か補足はありますか。

鈴木委員 はい、いいと思います。

議長 非常によく説明されたということですね。

鈴木委員 はい。

議長 これほんとにできるといいのですけどね、どうなることやら。もう2ヶ月ありますので、決定まで。それでは、この件につきまして、皆様から何か質問、御意見等ありましたらお願いします。佐藤一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 情報共有まで教えてもらいたいのですけれども、この大型魚の7割を超えたときのコントロールのしようが難しいということですが、実際にはどういう混乱が生じているのか、教えていただきたいです。スケジュール的なことなのか各浜での調整が難しいのか、たぶん全部だと思うのですけれども。

議長、じゃあ、実情を御存じの鈴木委員いかがですか。

鈴木委員 今年の情報なんですけど、急にあがってしまって、7割で止めるところがもっとあがってしまって、8割、9割になったということでもあります。1日であがったものだから。

佐藤一道委員 すると、急に人を集めたりして数量調整するのも大変難しいということでしょうか、なんでしょうね。

鈴木委員 やっぱりに。今年は物が大きい分だけ。目方も急に加算になったということはありませんね。

佐藤一道委員 物が大きいからやはり数字も一気に上がってしまうということなのですね。わかりました、ありがとうございます。

議長 これ今年の大型魚の主流は30から40のどこが一番多いのですか。

鈴木委員 40前後だ。去年が30前後だった。

議長 さっきの話に戻るけど、去年は小型魚を皆結構釣っていたのだけれども、20キロ前後が多かったというのですよ。で、今年は釣れてくる量が30から40の間が多いというのですよね。で、実際30キロ未満が釣れたら放流してよって言っているみたいなのですが、実際に釣りに行くと放流するサイズが釣れないというのですよね。皆30キロ以上が釣れちゃうものだから、30から40が主流でときどき60とか65キロが釣れるという話でした。ただ、山形県の釣り船が報告しているのかどうか知りませんが、実際は去年よりも平均魚体が10キロから10キロ強多いらしいです。

池田会長代理 そういう釣りの状況は山形県だけではないのだろう、全国的に大型が多いということか。

鈴木委員 そこまで情報は持っていない。ただ、ガセネタかもしれないが、去年まではある程度まき網が30キロアップを狙ったがゆえに、1年1年大きくなるべき小型魚が30キロアップのものが優先的に獲られたものだから大きいのが偏って少なかったというそういう情報もあります。ところが、今年はたまたま、まき網は早く動かなかつたらしいです。その分だけ大型魚が海にいたのではないかと言う人もいます。

池田会長代理 去年は小型が多かったとしたら、1年で大きくなるのかなと思って。

鈴木委員 はっきり言えることは、まぐろの規制のおかげで、年々大型魚が増えていくし、資源が増えている、これだけは言えます。だから、ある水産庁の人が言っていたが、そこは声を大きく各浜に言ってもいいのではないか。そのかわり、資源が増えたがゆえに、今度はそれが弊害になっていっているという現状があるというのも今後は頭に入れてはどうですかとは言いました。要は、イカ釣りから駆除してくれてという話があるという。

池田会長代理 イカを食べているということ。

議長 そういわれますね。ただ、国際会議にいったって他の国の人にはイカは食わないから、マグロさえ増えればいいという発想になるのではないですか。イカ獲る民族って限定されていますもん。

池田会長代理 7月になってからカニの調査で行ったとき、県境から100キロ中心にして沖、丘1、2マイルずつ間隔をおいて、その近辺のイカの層が厚かった。だから、夜は潜って行ってイカを食べているのかと思って聞いていた。

鈴木委員 これは推測の話だが、イカがいます、本当は浮きたいのだけれど、上にまぐろがワヤワヤといるので、浮くことができなくて底にいてその分ずっと底びきの漁獲対象になったかもよという話があります。

池田会長代理 それはウソじゃないか。秋になって電気を付けても釣れないから。底曳きは入るけど。

鈴木委員 ああそうなのか。

議長 わからないけど、上ではまぐろから狙われ、下では底びきに狙われ、受難の年だなと思いますよね。これ、ちなみに、去年仮に20キロの個体だと、1年で何キロになるのでしたっけ。倍にはならないでしょう。

阿部所長 一般的には3年魚30キロと言われていきますので、20キロというのはいつの時期の20キロなのかかわからないのですけれども、まあ去年20キロだったなら、今年40キロオーバーにはなっているかなというふうには思います。

議長 丸一年で？

阿部所長 はい。

議長 釣り船は去年ほとんどが20キロ前後だといっていたから、それが今年は皆30キロオーバーだといっているの、去年の20キロが皆30キロになっているのかなと思ったのですけど。では、照会事項につきましてはこの内容で3海区の方へ提出するという事で皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 ではそのようにさせていただきたいと思います。あとは、コロナが終息して久しぶりに3海区の協議会が行われることを祈っていますけれども、もし実行されれば、10月の12日、13日の予定となっておりますので、12日は休漁でしょうし、12、13あたり開けておいていただければありがたいと、どうしても次の日漁があるということであれば、12日懇親会が終わった後でJRで酒田まで帰ってくることは可能でしょうから、そのように皆さんご予定していただければと思います。

佐藤一道委員 すみません、ちょっといいですか。

議長 ええ、どうぞ。

佐藤一道委員 ちょっと急な提案というか、お尋ねしたいのですが、全漁調連の要望事項の中にもあったスピアフィッシングなのですけれども、急な提案ではあるのですが、この3海区の協議会の中で、スピアフィッシングの動向などお聞きできないかなと思います。

議長：要望事項に出て、さっき言ったように議論ができなかったのですけれども、来年仮に開催されるとして、そのときの予備知識としても、確かにこの3県でスピアフィッシングをやっている、やってない、やっているとすればどんなことをやっているのかとか、実態ですよね。ある程度情報として共有しておきたいということですね。

佐藤一道委員 理由としても、過去にやはり山形県内で具体的には加茂水域でスピアフィッシングが行われていて、浜の漁業者とちよつともめ事があったということもありまして、最近になって、またそういうもめ事があったということが聞こえてきたということが1点と、やはり要望事項で新規に挙がってきたものですから、考えてみれば、両県のスピアフィッシングについての動向とか過去の協議内容に一件も出てきていないので、改めてそんなに深く掘り下げなくてもいいので、ぜひ、1つ入れていただきたいなと思います。

議長 確かに、何となくスピアフィッシングって各県の調整規則で禁止されている漁法じゃないかと私なんかは思っていたのですが、だから、スピアフィッシング＝違法な行為というふうに見ていたのですが、どうも調整規則を見ていくとそうでもないのですよね。他県の調整規則はわかりませんが、まあそういうことから見ても確かに要望事項と

して挙がっているし、どうもスピアフィッシングとは何かということをしちんと特定しないで要望事項を出している面もあるし、内容はスピアフィッシングを推奨しているとは言わないものの、スピアフィッシングの正確な知識を持って安全にやりましようみたいな、やるんじゃないんですよね。どんどんやってもいいけど、安全にやってみたいな、そんな整理なので、ちょっとこれだと漁業者の立場からは変なんじゃないかと私も思ったのですが、そういう意識の違いもあると思いますので、確かにその辺の提案はどうかなと思いますけど、その点何か御意見ある方いらっしゃいますか。

佐藤一道委員 もう1つ補足があります。今会長がおっしゃった安全という観点からいくと、スピアフィッシングに限らず、やっぱり危険な風景のところで滝の写真を撮ったり動画を撮ったりしてそのまま本人がけがをしてしまったなんていうのが、海外のニュースでも国内でも聞く中で、やっぱりスピアフィッシングの中にも解釈が広くとられてしまって、規制対象魚種まで獲ってしまった、そういうところまで及んでしまう恐れがあるのではないかなということもあります。ついでに言うと県漁協さんの方で、そのもめ事の一部始終の情報をもっていると思うので、その辺お聞きできればご発言いただきたいです。

議長 これは、漁協の意見ではなくて、あくまでも情報提供なので、ちょっとご発言いただければ。

佐藤課長 はい。先週10日に加茂のレインボービーチで山大生のサークルなんですけど、ちょっと水産業界では名の通った感じの悪名高いサークルがありまして、12日の月曜日に海保さんから連絡いただきました。彼らもいろいろ勘違いがあって、ちょっと意見がましいことも言っちゃうかもしれないですけど、やすの解釈のところですごく疑義があるし、疑わしいことを彼らはしていたので、それを海保さんが疑われるようなことをするなと注意したにも関わらず、2回目だったのです、10日の騒ぎが。なので、ちょっと手を回ささせていただきまして、大学の方に苦情申し立てをしたら、偶然学長さんの耳にも入ってしまいまして、学生支援課というところ、学生の危機管理、守ったり監視したりするところがあるのですけれども、その耳に入って、うちと県庁と本人たちにも電話ですけど事情聴取みたいなことが入って、迷惑しているんですという話を加茂の自治会の会長さんも結構漁業のことを大事にしてくれる方で、結構その人も騒いでくれて、いろいろこういう状況で10年以上も前から温海だの、飛島だの、あちこちで同じサークルが迷惑かけているんですということをお伝えしたところ、まあ確定はしていませんけれども、そのサークルに何らかの処分が下りますようにというところまでは把握しております。結局、ゴムって発射器なんですとかという話で、やすにゴムが付いていないものの方が少ないと思うのです。ゴム付けてビョンと、これが手から出なかったらセーフです、手から出てぶらぶらになったらアウトですという取り扱いなのです。微妙ですよ。なので、そういう疑わしいことはするなと海保の指導がありましたので、組合としてもここ何とかならないのかなという思いはあります。以上です。

議長 まあ、スピアフィッシングの定義が未だにはっきりしないし、地域によって、国によっては水中銃がスピアフィッシングの一つだといっているところもあるので、この辺がなかなか厄介なところですよ。その辺のこともあるし、確かにこの3海区で、今後このスピアフィッシングというのが全漁調連で、もうちょっと揉まれたり取り上げられたりする可能性もありますので、その辺をちょっと3県でその前に情報交換などいいのじ

やないかなというふうに私も思います。どうですかね、スピアフィッシング、ほんとに全漁調連で突然ポンと出てきたテーマなものですから、3海区で1回そういったことも話してみる、他県の状況を聞くということも有用かなと思いますが、いかがでしょうか。挙げていいでしょうか、これも一緒に。ただ、山形県の実態というものについてどう説明するかということにはちょっと難しいですが、それについては漁協さんの方からも情報をとったり、一道委員の方からも情報を得たりして、山形県の状況というのはこうですよというのも含めて、作ってみるといことで、いいですか。

一同 (異議なし)

議長 じゃあ、テーマはどうしましょうか。スピアフィッシングの実態というか。

佐藤一道委員 そうですね。両海区の実態とどのくらいの情報を得ているかということと、山形海区で起きていることを情報提供して、理由としては、さきほどお話したとおり、新規の要望事項と、漁業者との紛争防止を防止する、あとは、危険行為を防止するために、あと各県の漁業調整規則も異なるでしょうから、そのあたりを照会いただければと思います。

議長 ちょっとよくわからないのだけど、日本国内では、少なくとも水中銃を使うやつはスピアフィッシングではないというのは一応定説でいいですか。

佐藤一道委員 ちょっとそのあたりは・・・。言ってしまうと、水中銃を持ってそれを扱うということは、それなりの体力と息遣えと浮力調整ができないと水中で持ったまま狙うというのは実際できないので、やっぱり潜水器を使わないとできないと思うのですね。水中銃持っているイコール相当やる気になってやっけて、それが法的にどうなのかというのにはちょっとわからないです。

議長 外国のスポーツレジャーを見ていると、確かにアクアラングをつけて水中銃を持って動いていますよね。

佐藤一道委員 外国、フランスとかあのあたりでは、合法的に認められて。

議長 ですよ。地中海では一つのレジャーになってますものね。地中海だと専門の雑誌がありますよね。なんで知っているかというと、ヨーロッパ旅行した人が私に水中銃で魚をとるヨーロッパの雑誌を買ってきてくれて、私は釣りはするけれど刺す気はないのだけれども、勘違いされたみたいでおみやげに買ってきてくれて、それで知ったのですけれどね。わかりました、では、内容の方は事務局と私の方にらせていただいて、そういったテーマを加えるということによって皆さんよろしいでしょうか。

一同 (特になし)

議長 はい、ではそのようにさせていただきたいと思います。では、4号議案は以上でよろしいでしょうか。

一同 はい。



## 第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

議長 第5号議案、日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料5を御覧ください。こちらの方は水産庁資源管理部管理調整課から日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選委員の互選について結果報告をしてくださいという依頼内容になっております。山形海区からは、日本海・九州西広域漁業調整委員会に委員1名を出しておりますが、その広域漁業調整委員会とはどのようなものなのかという説明が、資料5の2ページ目から記載しておりますのでご覧ください。2ページ目に説明文、3ページ目に海区区分の図が載っておりますが、広域漁業調整委員会は都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象として資源管理に関する事項について協議を行うことを目的に国の常設機関として設置されているものです。

海域ごとに、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会、の三つの委員会があり、山形海区は日本海・九州西広域漁業調整委員会に委員を1名選出しております。また日本海・九州西広域漁業調整委員会には九州西部会、日本海西部会、日本海北部会の三つ部会があり、山形海区は日本海北部会に入っております。4ページ目には広域漁業調整委員会の区分について記載がありますので、日本海・九州西広域漁業調整委員会通常、日本海・九州西広域漁業調整委員会は年に2回程度の開催で、11月頃と3月頃に開催されておりましたが、必要に応じて臨時的な開催もございます。

任期は4年で、現在は加藤会長に委員としてご活躍いただいております。現在の委員の任期は今年の9月30日までとなっておりますので、10月1日から任期が始まります次期委員について、本日の委員会で互選いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。ということで、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員として誰を出しましょうかということになります。実際の委員名簿が資料の最後の方についていまして、北海道から沖縄までいます。会長代理の県、一般の委員の県とさまざまな県がありますが、山形県の場合はどうしようかということです。これについて御意見ありますでしょうか。

池田会長代理 加藤会長で留任でいいのではないかと。

議長 はい。他には何か御意見ありますでしょうか。

(賛成ですの声)

議長 一応賛否を問いますけれども、私が引き続き委員でいいと思う方、挙手をお願いできればと思います。

一同 (挙手)

議長 はい、ありがとうございます。では引き続き、私の方で参加させていただきたいと思っております。ちなみにこの日本海・九州西広域漁業調整委員会、沖縄県の委員の方が圧倒的

に発言数が多くて、だいたい全体の発言の3分の1くらいを話していますよね。私もときどき発言してますが、北部会の方の実情等につきまして積極的に展開していければなというふうに考えております。それでは第5号議案はこれにて終了させていただきます。では次に、その他になりますが、まず委員の皆さんからその他として御提案等ありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 では、事務局の方から何かありますか。

事務局 はい、次回の開催ですが、3海区の照会事項の回答についてまた委員会で内容をもむ必要がございますので、9月の下旬に開催を予定したいと考えております。次回の候補日は、9月14日を第一候補、9月22日(水)を第二候補としたいと思います。

議長 はい、では詳しくは事務局の方から連絡がいくと思いますが、第一候補、第二候補をそのような日程で予定してください。では、本日の委員会はこれにて終了させていただきます。皆さん暑いところお疲れ様でした。

上記のとおり第408回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和3年7月21日  
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄



会長代理 池田 亀五郎



委 員 矢口 明子

